

山県市社会福祉協議会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 8月 1日～2029年 3月31日までの 2年8か月

2. 内容

(次世代育成支援対策推進関連)

目標1：2028年7月までに、職員全員の所定外労働を一人当たり年間180時間未満とする。

<対策>

- 2026年 8月～ 所定外労働の現状を把握とその原因分析を行う。
- 2026年 9月～ 各部署に問題点の検討、対応策案作成
- 2026年 11月～ 対応策の実施
- 2027年 3月～ 各部署の取り組み状況の確認と評価
PDCAサイクルで、継続的に常務の効率化、生産性向上を実現させる（半年に1回）
- 2028年 3月～ 計画期間中の取り組み状況の確認と評価

目標2：年次有給休暇（繰り越し日数は除く）の取得率を70パーセント以上にする。

<対策>

- 2026年 8月～ 計画的な取得に向けて、職員に呼びかけをおこなう。
- 2027年 3月～ 各部署の実施の状況把握、評価
- 2027年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得を計画的に実施する
- 2028年 3月 計画期間中の取り組み状況の確認と評価

目標3：対象の男性職員の8割が育児休業を取得する。

<対策>

- 2026年 8月～ 職員全体に周知

- 2027年 9月～ 詩対象者と面談をおこなう
- 2028年 3月 計画期間中の取り組み状況の確認と評価

（女性活躍推進法関連）

目標4：雇用形態の配置転換（パート職員から嘱託職員または嘱託職員から正職員） を2028年3月までに1名おこなう。
--

<対策>

- 2026年 8月～ 全職員を対象に周知
- 2026年 10月～ 希望者と面談をおこなう
- 2027年 4月～ 採用
- 2028年 3月 計画期間中の課題・評価